

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立屋城学校
校長 小瀬水 陽子

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことをとおして、いじめを絶対に許さない学校をつくる。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

ア. 「いじめ撲滅三原則」『①するを許さず ②されるを責めず ③いじめに第三者なし』を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。

イ. 授業のユニバーサルデザイン化をとおして、児童一人一人を大切にし、児童の自己有用感を育む。

ウ. いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。

エ. 教職員がいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。

オ. 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

2 組織（4つの段階との関連）

(1) 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、

「学校いじめ・不登校対策委員会」（校長、副校長、生活指導主任、学年主任、いじめ対策担当教諭、養護教諭、S.C、当該学年・学級担任）を中心に、組織的に対応する。

(2) 重大事態が発生した場合には、「学校いじめ・不登校対策委員会」に福生警察署生活安全課、八王子少年センター、教育委員会指導室、教育相談所、子供家庭支援センター、秋川第一地区会長、主任児童委員、保護司、PTA会長、青少年健全育成屋城地区委員会会長等を加えたサポートチームを編成し、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止

児童一人一人が、お互いに相手のことを認め合い思い合える雰囲気づくりに、学校全体で取り組み、児童同士の人間関係を豊かにしていく。また、教師は、わかりやすい授業づくりを心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を体験させ、自己有用感や自尊感情をはぐくむことができるように努める。

ア. 「いじめ防止のための学習プログラム」に基づいた、年3回以上の授業実践

東京都「人権教育プログラム」「いじめ防止教育プログラム」の活用

- ・ いじめを傍観しない基盤作り 「いじめのない楽しいクラスをつくろう」
- ・ いじめを生まないための個性の理解 「自分らしさと友達のその人らしさを探そう」
- ・ いじめを生まない望ましい人間関係の構築 「コミュニケーション力を高めよう」
- ・ いじめを絶対にしないための気持ちの調整 「自分の気持ちを上手にコントロールしよう」

イ. いじめを防止し、安心して過ごせる学校づくり

- ・ 小中一貫教育で統一した学校生活のきまりの徹底
- ・ ふわふわ言葉・チクチク言葉の提示
- ・ 場面に応じた話形の提示、言葉遣い指導
- ・ いじめの具体例の提示

- △ 冷やかしかからからかい、悪口、仲間はずれ、集団から無視される
- △ 遊びのようにして軽くぶつかられる、蹴られる
- △ 意図的にひどくぶつかられる、蹴られる
- △ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、隠される
- △ いやなことや恥ずかしいことをさせられる
- △ パソコンや携帯電話で、悪口や中傷文を送信される、掲示板などに載せられる

☆ 屋城小 いじめをなくす三つの約束 ☆

- ◎ いじめない
- ◎ いじめられている人をせめない
- ◎ いじめられている人をたすける

☆児童会スローガン☆

かなしさ 0
たのしさ 100
みんなが仲間の屋城小

ウ. 一人一人が活躍し、自己有用感を感じることができる教育活動の推進

- ・ どの子供にもわかりやすい授業のユニバーサルデザイン化
- ・ 一人一人が活躍できる学習活動
- ・ 見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法の工夫
- ・ みんなで仲良く楽しく遊ぶたてわり班活動
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 自尊感情測定尺度（東京都版）の活用

エ. 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・たてわり遊び、異学年相互交流の充実
- ・学校行事や児童会活動を通したコミュニケーション力の育成
- ・集団体験や話し合い活動を積み重ねて、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせていく。

オ. インターネットを通じて行われるいじめ対策

インターネットのもつ匿名性から、安易に書き込みが行われ、不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われるなど、短期間で被害がきわめて深刻になってしまう。

- ・最新の情報機器等についての教職員の共通理解、組織的指導体制の構築
- ・子供からのサインや情報の確実なキャッチ
- ・リーフレットや啓発用DVDを活用した、情報モラル教育の計画的実施
- ・ファミリーeルール講座や指導資料を活用した、インターネットや携帯電話の利用についての、家庭でのルールづくり推進

(2) 早期発見

いじめを早期発見するためには、いじめられている児童、見ている児童などが、いじめの現状を発信しやすい環境作りが必要である。そして、大人がその発信を確実に受信し、的確で迅速な対応を行っていく必要がある。

ア. 児童の日常生活から「いじめの兆候」を見逃さない

- ・全教職員で、校内巡回や児童の日常観察を丁寧に行い、一人一人の行動の変化や小さなサインを敏感に感じ取る。
- ・気になったことはメモに取り、記録に残す。
- ・毎週の児童理解夕会で、問題傾向を有する児童について、全教職員で情報交換し、共通理解を深める。

イ. 被害児童や周囲児童、保護者・地域からの、いじめ情報の確実な受信

- ・学期に1回「いじめ発見チェックシート」を使った児童アンケートの実施。
- ・保健室、SCからの情報より、気になる児童への働きかけを迅速に行う。
- ・SCによる5年生全員面談、担任による個人面談での情報収集。

(3) 早期対応

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ・不登校対策委員会が中心となつて的確な役割分担を行い、学校長以下全ての教員で対応を協議するとともに、関係機関と連携しながら、いじめ問題の早期解決にあたる。

ア. いじめについての情報収集と事実確認

- ・被害児童、加害児童、周囲の児童への聴き取り
- ・家庭での様子や友達関係について、保護者からの詳しい情報収集

イ. いじめを受けた児童、又はその保護者に対する支援

- ・児童の安全確保を最優先した、被害児童の思いの温かい受け止め
- ・心の傷を癒すためのスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・学校の取組情報についての、保護者への丁寧な説明

ウ. いじめを行った児童に対する指導、及び、その保護者に対する助言

- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度での指導
- ・加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導
- ・加害児童の保護者に対する、正確な事実関係の説明。再発防止に向けた助言・支援

エ. 傍観者の立場にいた児童等、学級、学年への全体指導

- ・見て見ぬふりはいじめであることの再認識
- ・いじめを見過ごさない、いじめをさせない学級・学年作りへの立て直し

オ. 関係機関、地域、保護者との連携

- ・教育委員会、少年センター、警察、児童相談所との連携
- ・いじめ対策緊急保護者会の開催、PTA の活用
- ・防犯安全ボランティアや地域人材を活用した、登下校時・放課後の見守り

(4) 重大事態への対処

「学校いじめ・不登校対策委員会」に、福生警察署生活安全課、八王子少年センター、教育委員会指導室、教育相談所、子供家庭支援センター、秋川第一地区会長、主任児童委員、保護司、PTA会長、青少年健全育成屋城地区委員会会長等を加えたサポートチームを編成し、事態解決に向けて対応する。

4 その他

(1) 評価について

- ア. 学校評価に、いじめに関する取り組みについての項目を設定し、評価・改善を行う。
- イ. 年間計画に基づき取組アンケートを定期的実施し、「学校いじめ・不登校対策委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

(2) 校内研修

- ア. 年度初めに、学校いじめ防止基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- イ. 「学校いじめ・不登校対策委員会」を中心に、いじめ対応について、年3回以上のいじめに関する校内研修を実施する。
- ウ. 職員会議等で、管理職による講話や学年ごとに協議をする場を設定する。

(3) 保護者・地域との連携

- ア. 年度当初、学校経営方針を配布し、保護者会で校長が説明する。
- イ. 学校便り等を通して、学校がいじめ撲滅に取り組んでいることの情報発信を行い、保護者の関心を高める。
- ウ. 家庭訪問や個人面談で、児童の様子を聞き取る。

(4) 年間計画（未然防止、早期発見のための取組）

月	教員・ＳＣの取組	児童会・ 生徒会の取組	保護者・ 地域との連携	教員研修評価	学校行事等
4	いじめ授業	学級目標を 決めよう	いじめ対策の説明 【保護者会】	いじめ研修	たてわり遊び (年間) いじめについ て考える日 (年間)
5					
6	いじめチェックシート	あいさつ運動		取組アンケート 実施(1)	
7		「いじめをなくそ う」子ども会議 「いじめをなくそ う子供会議」の報告	個人面談	いじめ研修	
8					
9	ＳＣによる 全員面接５年生 (４月～７月)				
10		あいさつ運動			運動会
11	いじめチェックシート	クラスのいいとこ ろを話し合おう		取組アンケート 実施(2)	
12			青少健事業	いじめ研修	
1		あいさつ運動			展覧会
2	いじめチェックシート	合い言葉の達成度 の確認アンケート		取組アンケート 実施(3)	
3					